



生活排水処理基本計画の取組状況及び 今後の取組（案）について

【趣 旨】

生活排水処理基本計画（令和3～令和17年度）の短期目標（令和7年度）の達成に向け、令和6年度の取組状況を報告するとともに、令和7年度の「生活排水処理実施計画」の内容について諮るもの

- 1 基本指標の進捗状況について
- 2 取組指標の進捗状況について
- 3 令和7年度の実施計画（案）について
 - I 令和7年度実施予定の施策事業のうち、新規・拡充事業について
 - II 収集運搬・中間処理・最終処分体制について



1 基本指標の進捗状況について

1 基本指標の進捗状況について

【報告】 令和6年度の取組状況等については、別紙2のとおり

(1) 【基本指標1】 生活排水処理人口普及率※（％）

R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	進捗 傾向	単年度 達成度
98.7	目標値	99.4	99.7	99.8	99.9	100		B
	実績値	99.3	99.3	99.4	見込値 99.5			

※ 「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が完了し使用可能な区域の人口」及び「合併処理浄化槽を使用して いる人口」が行政人口に占める割合

【評価】

「生活排水処理人口普及率」は、令和5年度の実績値に比べ0.1%増加しており、令和元年度の基準値に対しては0.8%（98.7%⇒99.5%）進捗しており、着実に生活排水処理施設の整備を進めている。

【参考】 生活排水処理人口普及率の内訳

	R1	R5	R6
総人口	520,396	514,157	見込値 510,780
処理区域内人口	513,855	511,045	見込値 508,100
生活排水処理人口普及率（％）	98.7	99.4	99.5

1 基本指標の進捗状況について

(1) 【基本指標 1】 生活排水処理人口普及率

【考察】

公共下水道の整備計画区域である河内地区や上河内地区の整備の実施や、合併処理浄化槽の設置費補助制度の周知などを行うことで、生活排水処理施設の普及が図られたものと考えられる。

【令和7年度の方角性】

公共下水道の整備について、土地区画整理事業や道路事業と情報を共有し、計画的かつ効率的に整備を実施するとともに、合併処理浄化槽の設置費補助制度について周知を実施することで、生活排水処理施設の普及を推進していく。

1 基本指標の進捗状況について

(2) 【基本指標 2】 生活排水処理率※ (%)

R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	進捗 傾向	単年度 達成度
95.7	目標値	96.5	96.9	97.3	97.7	98.1		B
	実績値	96.0	96.7	96.8	見込値 97.0			

※ 「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併浄化槽を使用している人口」が行政人口に占める割合

【評価】

「生活排水処理人口普及率」は、令和5年度の実績値に比べ0.2%増加しており、令和元年度の基準値に対しては1.3% (95.7%⇒99.5%) 進捗しており、着実に生活排水処理施設の整備を進めている。

【参考】生活排水処理率の内訳

	R1	R5	R6
総人口	520,396	514,157	見込値 510,780
処理人口	498,171	497,711	見込値 495,239
生活排水処理率(%)	95.7	96.8	97.0

1 基本指標の進捗状況について

(2)【基本指標 2】生活排水処理率

【考察】

公共下水道の新規整備地区における工事前説明の徹底による、新たな未接続者の発生防止策の実施や、効果的・効率的な戸別訪問先の選定・訪問指導などを実施し、下水道への接続促進を図るとともに、合併処理浄化槽で整備する区域においては単独処理浄化槽や汲み取りトイレの合併処理浄化槽への転換を促進したことで、処理率は低下することなく、高い水準を維持しているものと考えられる。

【令和 7 年度の方向性】

公共下水道及び農業集落排水処理施設の未接続世帯や、合併処理浄化槽で整備する区域における単独処理浄化槽及び汲み取りトイレの利用者に対して、計画的かつ継続的に公共下水道等への接続指導や合併処理浄化槽への転換促進を行い、生活排水処理率の向上を図る。

2 取組指標の進捗状況について

2 取組指標の進捗状況について

【基本方針1】生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

○取組指標 浄化槽法 第11条検査受検率（％）

R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)
72.1	目標値	75.4	78.4	81.3	84.3	87.3
	実績値	73.8	82.6	80.8	見込値 82.8	

【評価】

令和6年度については、目標値達成は難しいものの、令和5年度の実績値に比べ2.0%増加しており、浄化槽法第11条に規定する検査の受検を促す文書を送付するなどの啓発により、目標値の達成を目指している。

【参考】浄化槽法 第11条検査受検率（％）

	R1	R5	R6
検査受検数	—	10,868	11,220
浄化槽基数	—	13,451	13,551
浄化槽検査受検率(%)	72.1	80.8	82.8

2 取組指標の進捗状況について

【基本方針2】し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

○取組指標 し尿・浄化槽汚泥処理量（k l / 日）

R1 (基準値) 11		R3	R4	R5	R6	R7 (見通し値)
115.8	見通し値	109.4	100.8	90.7	82.0	73.2
	実績値	120.9	119.5	115.5	見込値 116.4	

【評価】

令和6年度におけるし尿・浄化槽汚泥処理量の実績値は、見通し値より多いが令和5年度実績と比較し同等の値である。また、処理状況については、中間処理施設において問題なく適正に処理できている。

2 取組指標の進捗状況について

【基本方針2】し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

○取組指標 し渣焼却灰埋立量（t／年）

R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (見通し値)
—	見通し値	55.9	51.5	46.3	41.9	37.4
	実績値	52.3	61.1	59.0	見込値 59.4	

【評価】

令和6年度における し渣焼却灰埋立量の実績値は、し尿・浄化槽汚泥処理量に連動し令和5年度の実績値と同等の値である。また、処理状況については、エコパーク下横倉において適切に埋立処分することができている。

3 令和7年度の実施計画（案）について

I 令和7年度実施予定事業のうち、新規・拡充事業について

3 令和7年度実施計画（案）について

I 令和7年度実施予定の事業のうち、主な新規・拡充事業について（詳細は別紙2のとおり）

基本方針	施策事業	区分		取組内容
		新規	拡充	
<基本方針1> 生活排水処理施設整備の 推進と効率的な運営管理	生活排水処理施設の 統廃合等の推進	●		柳田地区の公共下水道への切換え
	合併処理浄化槽の 適正管理の推進	●		浄化槽台帳システムを活用した適正管理のための体制構築



3 令和7年度の実施計画（案）について

Ⅱ 収集運搬・中間処理・最終処分体制について

⇒ 現行体制の維持

3 令和7年度の実施計画（案）について

Ⅱ 収集運搬・中間処理・最終処分体制について

生活排水処理基本計画に基づき、し尿・浄化槽汚泥について、引き続き、適切かつ安定的な処理を実施する。

(1) 収集運搬体制

- ・ し尿・浄化槽汚泥の収集運搬を継続実施

(2) 中間処理体制

- ・ 川田水再生センターの受入施設において、し尿・浄化槽汚泥の前処理を実施（砂やごみ等の除去）

(3) 最終処分体制

- ・ 前処理した、し尿等については、下水と一体処理した後、資源化を行い、除去した砂・ごみ等については埋立処分を実施

